別紙様式第 22 号

申請日　　2026 年 10 月 26 日

一般社団法人 資産運用業協会
会長　殿

（商号又は名称）アバディーン・ジャパン株式会社

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第９条第１項第 17 号の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

１．委託会社等の概況

ａ．資本金の額（本書提出日現在）

資本金	：940 百万円
発行する株式の総数	：320,000 株
発行済株式の総数	：308,168 株

最近５年間における資本金の額の増減はありません。

ｂ．委託会社の機構

①経営の意思決定機構

取締役を株主総会において選任します。取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。補欠としてまたは増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとします。

取締役会は、取締役の中から５名以内の代表取締役を選定します。また、取締役会は、代表取締役の中から取締役社長を選定します。

取締役会は取締役社長が招集し、議長となります。取締役社長がこれを招集することができずまたはこれを招集することを欲しないときは、取締役会があらかじめ定めた順序にしたがい、他の取締役がこれを招集します。取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の３日前までにこれを発します。全取締役および監査役の同意があるときは、招集通知を省略しまたは招集期間を短縮することができます。取締役会は、法令または定款に定める事項、その他当会社の重要な業務の執行について決定します。

②運用の意思決定機構

ファンドの信託約款等に定められている運用の基本方針に基づき、「投資委員会」において審議、決定される運用方針に沿って、運用部門が原則的に運用の指図を行います。

「投資委員会」は以下のように運営されています。

＜構成＞

運用部長、不動産投資運用部長、在日取締役を主要メンバーとして構成します。

＜開催＞

原則として月１回開催します。

＜審議事項＞

次に定める事項等を審議、承認または必要に応じて決定を行います。

・ファンドの運用方針の策定

・ファンドの運用方針の変更

・その他上記に準ずる事項

＜その他＞

審議方法、議事録、通知等および事務局を投資委員会の規則により定めます。

２．事業の内容及び営業の概況

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業務及び投資助言・代理業を行っています。

2026 年 9 月末現在、委託会社が運用する投資信託は 3 本であり、その純資産総額の合計は 57,035 百万円です。（ただし、親投資信託を除きます。）

３ 委託会社等の経理状況

１．財務諸表の作成方法について

委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 2 条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）により作成しております。

財務諸表に記載してある金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

２．監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 33 期事業年度（自 2025 年 1 月 1 日　至 2025 年 12 月 31 日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 (2024年12月31日)		当事業年度 (2025年12月31日)	
資産の部				
流動資産				
預金		1,508,754		2,268,759
立替金		154		238
仮払金		540		572
前払金		17		717
前払費用		19,355		23,355
未収入金		124,028		139,710
未収委託者報酬		58,349		50,715
未収投資助言報酬		63,945		93,809
未収運用受託報酬		341,691		281,016
差入保証金		750		750
流動資産合計		2,117,587		2,859,644
固定資産				
有形固定資産				
建物附属設備	＊1	70,886	＊1	62,116
器具備品	＊1	20,567	＊1	28,961
有形固定資産合計		91,453		91,078
無形固定資産				
ソフトウエア		0		0
無形固定資産合計		0		0
投資その他の資産				
長期差入保証金		111,180		111,180
その他投資等		952		952
貸倒引当金（投資等）		△792		△792
投資その他の資産合計		111,340		111,340
固定資産合計		202,793		202,418
資産合計		2,320,381		3,062,063

		前事業年度 (2024年12月31日)		当事業年度 (2025年12月31日)
負債の部				
流動負債				
預り金		22,884		13,361
未払金		132,245		227,805
未払手数料		15,024		11,732
未払委託調査費		39,465		15,102
その他未払金	＊２	77,755	＊２	200,970
未払費用		98,558		83,613
未払法人税等		23,873		103,649
未払消費税等		944		92,482
リース債務		728		750
賞与引当金		85,730		114,399
流動負債合計		364,964		636,063
固定負債				
退職給付引当金		117,195		145,157
役員退職慰労引当金		8,201		9,836
リース債務		1,785		1,037
資産除去債務		48,500		48,500
固定負債合計		175,682		204,531
負債合計		540,647		840,595
純資産の部				
株主資本				
資本金		940,000		940,000
資本剰余金				
資本準備金		1,057,021		1,057,021
資本剰余金合計		1,057,021		1,057,021
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		△217,286		224,447
利益剰余金合計		△217,286		224,447
株主資本合計		1,779,734		2,221,468
純資産合計		1,779,734		2,221,468
負債・純資産合計		2,320,381		3,062,063

(2) 【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自2024年 1月 1日 至2024年12月31日）		当事業年度 （自2025年 1月 1日 至2025年12月31日）	
営業収益				
委託者報酬		207,697		211,159
投資助言報酬		126,688		348,356
運用受託報酬		1,031,479		1,621,624
その他営業収益	＊1	284,377	＊1	279,547
営業収益計		1,650,243		2,460,687
営業費用				
支払手数料		54,765		51,695
広告宣伝費		2,767		4,895
公告費		1,140		1,140
調査費		74,195		43,080
委託調査費		148,351		124,799
委託計算費		68,957		43,824
通信費		2,514		2,480
印刷費		2,457		2,412
協会費		3,542		3,587
営業費用計		358,690		277,915
一般管理費				
役員報酬		49,041		54,607
給料・手当		436,989		499,892
交際費		6,468		6,584
旅費交通費		4,967		11,121
租税公課		21,244		29,085
不動産賃借料		102,087		102,109
退職給付費用		36,380		47,644
役員退職給付費用		660		660
役員退職慰労引当金繰入		1,467		1,634
賞与引当金繰入		66,044		103,449
固定資産減価償却費		14,593		14,938
事務委託費	＊2	373,484	＊2	654,766
諸経費		115,768		119,069
一般管理費計		1,229,197		1,645,565
営業利益		62,354		537,206

	前事業年度 （自2024年 1月 1日 至2024年12月31日）	当事業年度 （自2025年 1月 1日 至2025年12月31日）
営業外収益		
受取利息	116	1,619
為替差益	－	4,643
その他	197	108
営業外収益計	313	6,371
営業外費用		
支払利息	86	67
固定資産除却損	1,246	676
為替差損	24,792	－
営業外費用計	26,125	744
経常利益	36,542	542,834
税引前当期純利益	36,542	542,834
法人税、住民税及び事業税	12,229	101,099
当期純利益	24,313	441,734

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度
（自2024年 1月 1日
至2024年12月31日）

（単位：千円）

項目	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	940,000	1,057,021	－	1,057,021
当期変動額				
当期純利益	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	－	－
当期末残高	940,000	1,057,021	－	1,057,021

項目	株主資本			純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
当期首残高	△241,600	△241,600	1,755,421	1,755,421
当期変動額				
当期純利益	24,313	24,313	24,313	24,313
当期変動額合計	24,313	24,313	24,313	24,313
当期末残高	△217,286	△217,286	1,779,734	1,779,734

当事業年度
（自2025年 1月 1日
至2025年12月31日）

（単位：千円）

項目	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	940,000	1,057,021	－	1,057,021
当期変動額				
当期純利益	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	－	－
当期末残高	940,000	1,057,021	－	1,057,021

項目	株主資本			純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
当期首残高	△217,286	△217,286	1,779,734	1,779,734
当期変動額				
当期純利益	441,734	441,734	441,734	441,734
当期変動額合計	441,734	441,734	441,734	441,734
当期末残高	224,447	224,447	2,221,468	2,221,468

重要な会計方針

１．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物附属設備　　１５年
器具備品　　３～１８年

(2) リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

２．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金
賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金
従業員に対する退職給付の支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、その発生時の事業年度に一括して費用処理することとしております。

(3) 役員退職慰労引当金
役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

３．収益の計上基準
当社は、投資運用業の契約に基づき顧客の資産を管理・運用する義務を負っています。契約における履行義務の充足に伴い、契約により定められたサービス提供期間にわたって収益を認識しております。具体的には以下のとおりです。
委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として運用期間にわたり収益として認識しております。
運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき月末純資産価額等に対する一定割合として運用期間にわたり収益として認識しております。
投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき月末純資産価額等に対する一定割合として契約期間にわたり収益として認識しております。
また、当社の関係会社から受取る運用受託報酬及び振替収益は、関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識しております。

４．　外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

＊１　有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 （2024年12月31日）	当事業年度 （2025年12月31日）
有形固定資産の減価償却累計額	178,264千円	190,496千円

＊２　関係会社項目

	前事業年度 （2024年12月31日）	当事業年度 （2025年12月31日）
営業取引による未収・未払分		
その他未払金	3,625千円	24,474千円

（損益計算書関係）

＊１　その他営業収益

その他営業収益には、金融商品取引法第35条第1項に規定されている付随業務として、関係会社等とのリエゾン業務に係る収益が主に計上されております。

＊２　関係会社との取引高

	前事業年度 （自 2024年1月　1日 至 2024年12月31日）	当事業年度 （自 2025 年1月　1日 至 2025 年12月31日）
営業取引による取引高		
事務委託費	49,088千円	138,297千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	増加（株）	減少（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式	308,168	－	－	308,168

2. 自己株式に関する事項
該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

4. 配当に関する事項
該当事項はありません。

当事業年度（自2025年1月1日 至2025年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	増加（株）	減少（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式	308,168	－	－	308,168

2. 自己株式に関する事項
該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

4. 配当に関する事項
該当事項はありません。

（リース取引関係）
重要性が乏しいため記載を省略しております。

（有価証券関係）
該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）
該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）
１．金融商品の状況に関する事項
（１） 金融商品に対する取組方針
当社は、主に投資運用業及び投資助言業等を行っており、余剰資金運用については、銀行預金等安全性の高い金融資産で運用しております。現在、金融機関及びその他からの借入はありません。
（２） 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制
営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる運用報酬の未決済額であり、信託財産は受託銀行において分別管理されているため、信用リスクは極めて軽微であると認識しております。
未収入金及び未収運用受託報酬は概ね、海外の関連会社との取引により生じたものであり、原則、短期に決済が行われることにより、回収が不能となるリスクはほとんどないものと考えております。
未収投資助言報酬は、原則、短期に決済が行われることにより、回収が不能となるリスクはほとんどないものと考えております。
預金預入先に付きましては、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

前事業年度（2024年12月31日現在）

預金、未収委託者報酬、未収投資助言報酬、未収運用受託報酬、未収入金、差入保証金、預り金、未払金は短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

長期差入保証金及びリース債務については、重要性が乏しいため、注記を省略しております。

当事業年度（2025年12月31日現在）

預金、未収委託者報酬、未収投資助言報酬、未収運用受託報酬、未収入金、差入保証金、預り金、未払金は短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

長期差入保証金及びリース債務については、重要性が乏しいため、注記を省略しております。

〈注１〉金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2024年12月31日）

（単位：千円）

区分	1年以内	1年超 5年以内
預金	1,508,754	－
未収入金	124,028	－
未収委託者報酬	58,349	－
未収投資助言報酬	63,945	－
未収運用受託報酬	341,691	－
差入保証金	750	－
長期差入保証金	－	101,180
金銭債権合計	2,097,518	101,180

当事業年度（2025年12月31日）

（単位：千円）

区分	1年以内	1年超 5年以内
預金	2,268,759	－
未収入金	139,710	－
未収委託者報酬	50,715	－
未収投資助言報酬	93,809	－
未収運用受託報酬	281,016	－
差入保証金	750	－
長期差入保証金	－	101,180
金銭債権合計	2,834,761	101,180

〈注 2〉リース債務の決算日後の返済予定額

前事業年度（2024年12月31日）

（単位：千円）

区分	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
リース債務	728	750	772	262	－
合計	728	750	772	262	－

当事業年度（2025年12月31日）

（単位：千円）

区分	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
リース債務	750	774	263	－	－
合計	750	774	263	－	－

（退職給付関係）

１．採用している制度の概要：確定給付型退職一時金制度（キャッシュバランス型退職金）及び企業型確定拠出年金を設けております。

２．確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 （自2024年 1月 1日 至2024年12月31日）	当事業年度 （自2025年 1月 1日 至2025年12月31日）
退職給付債務の期首残高	124,054	117,195
勤務費用	19,606	19,403
利息費用	1,091	1,513
数理計算上の差異の発生額	△130	7,293
退職給付の支払額	△27,426	△247
退職給付債務の期末残高	117,195	145,157

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 （2024年12月31日）	当事業年度 （2025年12月31日）
退職給付債務	117,195	145,157
未積立退職給付債務	117,195	145,157
貸借対照表に計上された負債の額	117,195	145,157

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

（単位：千円）

	前事業年度 （自2024年 1月 1日 至2024年12月31日）	当事業年度 （自2025年 1月 1日 至2025年12月31日）
勤務費用	19,606	19,403
利息費用	1,091	1,513
数理計算上の差異の費用処理額	△130	7,293
確定給付制度に係る退職給付費用	20,567	28,209

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	前事業年度 （自2024年 1月 1日 至2024年12月31日）	当事業年度 （自2025年 1月 1日 至2025年12月31日）
割引率	1.40%	2.10%

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度15,812千円、当事業年度19,434千円であります。

（ストックオプション等関係）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	前事業年度 （2024年12月31日）	当事業年度 （2025年12月31日）
繰延税金資産		
未払事業税	3,976	8,448
未払費用	30,178	25,602
役員退職慰労引当金	2,511	3,100
賞与引当金	26,250	35,029
退職給付引当金	35,885	45,544
資産除去債務	14,850	15,287
繰越欠損金	453,626	373,406
繰延税金資産　小計	567,279	506,419
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△453,626	△373,406
将来減算一時差異等に係る評価性引当額	△113,652	△133,013
評価性引当額　小計	△567,279	△506,419
繰延税金資産の純額　合計	－	－

（注）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度（2024年12月31日）　（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(※)	－	－	－	－	198,024	255,602	453,626
評価性引当額	－	－	－	－	△198,024	△255,602	△453,626
繰延税金資産	－	－	－	－	－	－	－

（※）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度（2025年12月31日）　（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(※)	－	－	－	110,290	96,793	166,321	373,406
評価性引当額	－	－	－	△110,290	△96,793	△166,321	△373,406
繰延税金資産	－	－	－	－	－	－	－

（※）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 （2024年12月31日）	当事業年度 （2025年12月31日）
法定実効税率	30.6%	30.6%
（調整）		
評価性引当額の増減	△224.2%	3.2%
住民税均等割	2.6%	0.1%
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.9%	0.2%
繰越欠損金の利用	△29.7%	△16.7%
繰越欠損金の期限切れ	249.2%	－%
その他	0%	1.0%
税効果適用後の法人税等の負担率	33.4%	18.6%

（持分法投資損益等）

該当事項はありません。

（資産除去債務）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

（１）当該資産除去債務の概要

本店事務所に係る定期建物賃貸借に基づく原状回復義務を有しており、資産除去債務を計上しております。

（２）当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を期末時点から当該契約期間終了時として見積もり、資産除去債務の計上金額に及ぼす影響が乏しいために、割引計算をしておりません。

（３）当該資産除去債務の総額の増減

（単位：千円）

	前事業年度 （自2024年 1月 1日 至2024年12月31日）	当事業年度 （自2025年 1月 1日 至2025年12月31日）
期首残高	48,500	48,500
有形固定資産の取得に伴う増加額	－	－
資産除去債務の履行による減少額	－	－
期末残高	48,500	48,500

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報については、注記事項（セグメント情報等）に記載のとおり、当社は「投資運用業」の単一セグメントであり、製品・サービスの区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、セグメント情報に追加して記載することを省略しております。

（セグメント情報等）

［セグメント情報］

当社の報告セグメントは、「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

［関連情報］

前事業年度（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	投資助言報酬	運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への営業収益	207,697	126,688	1,031,479	284,377	1,650,243

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	シンガポール	英国	ルクセンブルグ	その他	合計
441,618	150,259	958,104	92,808	7,452	1,650,243

（注）営業収益は顧客の所在を基礎として、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が当事業年度末貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
アバディーン・インベストメンツ・リミテッド	487,859	投資運用業
アバディーン・インベストメント・マネジメント・リミテッド	466,316	投資運用業

当事業年度（自2025年1月1日 至2025年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	投資助言報酬	運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への営業収益	211,159	348,356	1,621,624	279,547	2,460,687

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	シンガポール	英国	ルクセンブルグ	その他	合計
1,252,643	148,226	969,773	83,937	6,107	2,460,687

（注）営業収益は顧客の所在を基礎として、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が当事業年度末貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
アバディーン・インベストメント・マネジメント・リミテッド	562,843	投資運用業
アバディーン・インベストメンツ・リミテッド	406,930	投資運用業
ジャパンレジデンシャルプロパティファンド特定目的会社	348,356	投資運用業

（関連当事者との取引）

（１）親会社及び法人主要株主等

前事業年度（自2024年1月1日　至2024年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）（注）	科目	期末残高（千円）
親会社	アバディーン・ホールディングス・リミテッド	英国エジンバラ	164.9百万英国ポンド	資産運用業	（被所有）100.0	一般管理事務に係る事務委託等	一般管理費等に係る再配分	49,088	その他未払金	3,625
									未払費用	3,154

（注）１．取引金額に消費税等は含まれておりません。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

上記会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

当事業年度（自2025年1月1日　至2025年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）（注）	科目	期末残高（千円）
親会社	アバディーン・ホールディングス・リミテッド	英国エジンバラ	165.0百万英国ポンド	資産運用業	（被所有）100.0	一般管理事務に係る事務委託等	一般管理費等に係る再配分	138,297	その他未払金	24,474
									未払費用	3,378

（注）１．取引金額に消費税等は含まれておりません。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

上記会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

（２）兄弟会社等

前事業年度（自2024年1月1日　至2024年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）（注）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	アバディーン・アジア・リミテッド	シンガポール	81.9百万シンガポールドル	資産運用業	無し	投資信託等に関するリエゾン業務及び不動産投資に関する助言等の業務の提供及び一般管理事務に係る事務委託等	一般管理費等に係る再配分	－	その他未払金	29,655
						資産運用の投資助言契約	資産運用の投資助言契約に係る投資助言報酬	－	未払委託調査費	27,082
親会社の子会社	アバディーン・インベストメンツ・リミテッド	英国エジンバラ	96.7百万英国ポンド	資産運用業	無し	資産運用の投資一任契約及び一般管理事務に係る事務委託等	資産運用の投資一任契約に係る運用報酬	452,009	未収運用受託報酬	25,307
親会社の子会社	アバディーン・インベストメント・マネジメント・リミテッド	英国エジンバラ	34.4百万英国ポンド	資産運用業	無し	一般管理事務に係る事務委託及び資産運用の投資一任契約等	資産運用の投資一任契約に係る運用報酬	466,035	未収運用受託報酬	221,950
							委託計算費に係る費用の再配分	－	未収入金	41,859
親会社の子会社	アバディーン・インベストメンツ・ルクセンブルグ・エスエー	ルクセンブルグ	10.0百万ユーロ	資産運用業	無し	投資信託等に関するリエゾン業務の提供	投資信託等に関するリエゾン業務の提供に係る報酬	－	未収入金	60,154

（注）１．取引金額に消費税等は含まれておりません。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

上記会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

当事業年度（自2025年1月1日　至2025年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）（注）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	アバディーン・インベストメンツ・リミテッド	英国エジンバラ	129.7百万英国ポンド	資産運用業	無し	資産運用の投資一任契約及び一般管理事務に係る事務委託等	資産運用の投資一任契約に係る運用報酬	362,047	未収運用受託報酬	29,874
親会社の子会社	アバディーン・インベストメント・マネジメント・リミテッド	英国エジンバラ	34.4百万英国ポンド	資産運用業	無し	一般管理事務に係る事務委託及び資産運用の投資一任契約等	資産運用の投資一任契約に係る運用報酬	562,843	未収運用受託報酬	162,579
							一般管理費等に係る再配分	68,869	その他未払金	32,065
									未払費用	19,018
親会社の子会社	アバディーン・インベストメンツ・ルクセンブルグ・エスエー	ルクセンブルグ	10.0百万ユーロ	資産運用業	無し	投資信託等に関するリエゾン業務の提供	投資信託等に関するリエゾン業務の提供に係る報酬	83,937	未収入金	127,214
親会社の子会社	アバディーン・コーポレート・サービシーズ・リミテッド	英国エジンバラ	0.1百万英国ポンド	ﾋﾞｼﾞﾈｽｻﾎﾟｰﾄ業	無し	一般管理事務に係る事務委託等	一般管理費等に係る再配分	224,094	その他未払金	77,220
									未払費用	7,058

（注）１．取引金額に消費税等は含まれておりません。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

上記会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

（３）親会社に関する注記

アバディーン・ホールディングス・リミテッド（非上場）

（１株当たり情報）

区分	前事業年度 （自2024年 1月 1日 至2024年12月31日）	当事業年度 （自2025年 1月 1日 至2025年12月31日）
１株当たり純資産額	5,775円20銭	7,208円62銭
１株当たり当期純利益	78円89銭	1,433円42銭

（注）潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

（注）１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自2024年 1月 1日 至2024年12月31日）	当事業年度 （自2025年 1月 1日 至2025年12月31日）
当期純利益（千円）	24,313	441,734
普通株主に帰属しない金額（千円）	―	―
普通株式に係る当期純利益（千円）	24,313	441,734
期中平均株式数（株）	308,168.00	308,168.00

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

［委託会社等の経理状況］

中間財務諸表

1.　委託会社の中間財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 282 条及び第 306 条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年 8 月 6 日　内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。
　また、中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2.　委託会社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 34 事業年度中間会計期間（自 2026 年 1 月 1 日至 2026 年 6 月 30 日）の中間財務諸表について、有限責任あずさ監査法人による中間監査を受けております。

(1)　中間貸借対照表

（単位：千円）

		当中間会計期間末 (2026年6月30日現在)
資産の部		
流動資産		
預金		2,097,617
未収委託者報酬		39,057
未収運用受託報酬		245,673
未収投資助言報酬		116,335
未収入金		165,008
差入保証金		750
その他		17,690
流動資産合計		2,682,132
固定資産		
有形固定資産	*1	
建物附属設備		59,139
器具備品		26,414
有形固定資産合計		85,554
投資その他の資産		
長期差入保証金		111,180
その他投資等		952
貸倒引当金		△792
投資その他の資産合計		111,340
固定資産合計		196,895
資産合計		2,879,027
負債の部		
流動負債		
預り金		11,778
未払金		152,436
未払費用		57,614
未払法人税等		15,741
未払消費税等	*2	37,769
リース債務		762
賞与引当金		61,041
流動負債合計		337,144
固定負債		
退職給付引当金		146,544
役員退職慰労引当金		10,731
リース債務		653
資産除去債務		48,500
固定負債合計		206,428
負債合計		543,573
純資産の部		
株主資本		2,335,454
資本金		940,000
資本剰余金		1,057,021
資本準備金		1,057,021
利益剰余金		338,432
その他利益剰余金		338,432
繰越利益剰余金		338,432
株主資本合計		2,335,454
純資産合計		2,335,454
負債・純資産合計		2,879,027

(2)　中間損益計算書

（単位：千円）

		当中間会計期間 （自2026年1月1日 至2026年6月30日）
営業収益		
委託者報酬		90,056
運用受託報酬		757,766
投資助言報酬		272,517
その他営業収益	*1	138,315
営業収益合計		1,258,654
営業費用		164,882
一般管理費	*2	924,084
営業利益		169,687
営業外収益		1,127
営業外費用	*3	12,381
経常利益		158,433
特別損失	*4	32,049
税引前中間純利益		126,383
法人税、住民税及び事業税		12,398
中間純利益		113,985

(3)　中間株主資本等変動計算書

（単位：千円）

当中間会計期間
（自2026年1月1日
至2026年6月30日）

項目	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	940,000	1,057,021	－	1,057,021
当中間期変動額				
中間純利益	－	－	－	－
当中間期変動額合計	－	－	－	－
当中間期末残高	940,000	1,057,021	－	1,057,021

項目	株主資本			純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	
	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	224,447	224,447	2,221,468	2,221,468
当中間期変動額				
中間純利益	113,985	113,985	113,985	113,985
当中間期変動額合計	113,985	113,985	113,985	113,985
当中間期末残高	338,432	338,432	2,335,454	2,335,454

重要な会計方針

当中間会計期間 （自 2026年1月1日 至 2026年6月30日）	
1. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物附属設備　15年 器具備品　3～18年 (2) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
2. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員に対する退職給付に備えるため、事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、その発生年度で一括費用処理しております。 (3) 役員退職慰労引当金 役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。 (4) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
3. 収益の計上基準	当社は、投資運用業の契約に基づき顧客の資産を管理・運用する義務を負っています。 契約における履行義務の充足に伴い、契約により定められたサービス提供期間にわたって収益を認識しております。具体的には以下の通りです。 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として運用期間にわたり収益として認識しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき月末純資産価額等に対する一定割合として運用期間にわたり収益として認識しております。 投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき月末純資産価額等に対する一定割合として契約期間にわたり収益として認識しております。 また、当社の関係会社から受取る運用受託報酬及び振替収益は、関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識しております。 外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間末 (2026年6月30日現在)
＊1 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 122,672 千円 器具備品 75,803 千円 ＊2 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間 （自 2026年1月1日 至 2026年6月30日）
＊1 その他営業収益 その他営業収益には、金融商品取引法第 35 条に規定されている付随業務として、関係会社等とのリエゾン業務に係る収益が主に計上されております。 ＊2 減価償却実施額 有形固定資産 7,979 千円 ＊3 営業外費用の主要項目 為替差損 12,357 千円 ＊4 特別損失は、当中間期に発生した労働審判に係る和解金であります。

（中間株主資本等変動計算書関係）
当中間会計期間（自 2026 年 1 月 1 日 至 2026 年 6 月 30 日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当期首株式数	増加株式数	減少株式数	当中間会計期間末株式数
普通株式	308,168	－	－	308,168

2. 自己株式に関する事項
該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

4. 配当に関する事項
該当事項はありません。

（リース取引関係）
重要性が乏しいため記載を省略しております。

（資産除去債務関係）
資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの
当該資産除去債務の総額の増減

（単位：千円）

	当中間会計期間 （自 2026 年 1 月 1 日 至 2026 年 6 月 30 日）
期首残高	48,500
有形固定資産の取得に伴う増加	―
資産除去債務の履行による減少額	―
中間期末残高	48,500

（金融商品関係）
金融商品の時価等に関する事項
当中間会計期間末（2026 年 6 月 30 日現在）
預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未収入金、差入保証金、預り金、未払金は短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。
長期差入保証金については、重要性が乏しいため、注記を省略しております。

（有価証券関係）
該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）
該当事項はありません。

（収益認識関係）
顧客との契約から生じる収益を分解した情報については、注記事項（セグメント情報等）に記載のとおり、当社は投資運用業の単一セグメントであり、製品・サービスの区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、セグメント情報に追加して記載することを省略しております。

（セグメント情報等）

［セグメント情報］

当中間会計期間（自 2026 年 1 月 1 日 至 2026 年 6 月 30 日）

当社の報告セグメントは、「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

［関連情報］

当中間会計期間（自 2026 年 1 月 1 日 至 2026 年 6 月 30 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への営業収益	90,056	757,766	272,517	138,315	1,258,654

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位:千円）

日本	シンガポール	英国	ルクセンブルグ	その他	合計
561,093	73,460	580,433	39,539	4,127	1,258,654

（注）営業収益は顧客の所在を基礎として、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位: 千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
アバディーン・インベストメント・マネジメント・リミテッド	334,116	投資運用業
アバディーン・インベストメンツ・リミテッド	246,316	投資運用業
ジャパンレジデンシャルプロパティファンド特定目的会社	221,711	投資運用業

（持分法損益関係）

該当事項はありません。

（1 株当たり情報）

当中間会計期間 （自 2026年1月1日 至 2026年6月30日）	
1 株当たり純資産額	7,578 円 50 銭
1 株当たり中間純利益	369 円 88 銭

（注） 1. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、1 株当たり中間純利益であり、また、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 1 株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 （自　2026年1月1日 至　2026年6月30日）
中間純利益（千円）	113,985
普通株式に係る中間純利益（千円）	113,985
普通株主に帰属しない金額（千円）	－
普通株式の期中平均株式数（株）	308,168

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

公開日　2026年10月30日
作成基準日　2026年9月29日

担当部署名　コンプライアンス部
電話番号　03-4578-2211

独立監査人の監査報告書

2026年３月19日

アバディーン・ジャパン株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　松井 貴志

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアバディーン・ジャパン株式会社の2025年１月１日から2025年12月31日までの第33期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アバディーン・ジャパン株式会社の2025年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務情報を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

2026年９月29日

アバディーン・ジャパン株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　松井　貴志

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアバディーン・ジャパン株式会社の2026年１月１日から2026年12月31日までの第34期事業年度の中間会計期間（2026年１月１日から2026年６月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アバディーン・ジャパン株式会社の2026年６月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2026年１月１日から2026年６月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。